

○仙台市景観法等の施行に関する規則

平成七年三月三〇日

仙台市規則第三三号

改正 平成八年三月規則第一四号

平成八年五月規則第五四号

平成九年三月規則第四八号

平成一〇年三月規則第二四号

平成一二年三月規則第六三号

平成一三年三月規則第五六号

平成一四年七月規則第七一号

平成一八年三月規則第一〇号

平成二一年四月規則第四〇号

平成二一年六月規則第四六号

(題名改称)

平成二三年一二月規則第六九号

平成二八年三月規則第三九号

平成三〇年九月規則第六九号

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 景観計画の区域内の行為の届出等（第四条—第八条）

第三章 景観重要建造物等（第九条・第十条）

第四章 景観地区（第十一条—第十三条）

第五章 杜の都景観重要建造物等（第十四条—第十八条）

第六章 杜の都景観協定（第十九条—第二十五条）

第七章 景観まちづくり協議会（第二十六条—第二十九条）

第八章 景観総合審議会（第三十条—第三十七条）

第九章 雑則（第三十八条）

附則

第一章 総則

(平八、五・章名追加)

(趣旨)

第一条 この規則は、景観法（平成十六年法律第百十号。以下「法」という。）及び杜の都の風土を育む景観条例（平成七年仙台市条例第五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平二一、六・改正)

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(平八、五・追加)

(建築物以外の工作物)

第三条 条例第二条第一号の規則で定める建築物以外の工作物は、次に掲げるものとする。

- 一 門、塀、かき、さくその他これらに類するもの
- 二 修景施設として設けられる花壇、噴水、彫刻その他これらに類するもの
- 三 自動車洗車場に設置される自動車の洗車の用に供する施設その他これに類するもの
- 四 煙突、排気塔その他これらに類するもの
- 五 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- 六 電波塔その他これに類するもの
- 七 アンテナ
- 八 街灯、照明灯その他これらに類するもの
- 九 自動車、原動機付自転車又は自転車の駐車のための施設その他これに類するもの
- 十 日よけ、雨よけその他これらに類するもの（これらの支持物を含む。）
- 十一 高架水槽
- 十二 製造施設、貯蔵施設、粉碎施設、処理施設その他これらに類するもの
- 十三 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
- 十四 物見塔、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- 十五 遊戯施設
- 十六 擁壁
- 十七 歩道橋、橋梁、高架道路、高架鉄道、アーケードその他これらに類するもの
- 十八 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(平八、五・旧第二条繰下・改正、平二一、六・改正)

第二章 景観計画の区域内の行為の届出等

(平二一、六・全改)

(届出を要しない行為)

第四条 条例第八条第一号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 建築物の増築、改築、又は移転で、その行為に係る部分の地盤面からの高さが二十メートル以下で、かつ、当該部分の床面積の合計が従前の建築物の延べ面積の十分の一以内かつ千平方メートル以内のもの
- 二 建築物の増築、改築又は移転で、外観の変更を伴わないもの
- 三 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下この条及び第十一条において「修繕等」という。)で、その行為に係る部分の面積が、一面につき従前の建築物の外観に係る面積の二分の一以内かつ五百平方メートル以内のもの
- 四 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十五条第五項又は第六項の規定による許可を受けた建築物(仮設興行場又は博覧会建築物に限る。)の建築

2 条例第八条第二号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 前条第一号から第十号までに掲げる工作物のうち建築物等に付設されるものの新設、増築、改築又は移転(次号及び第三号において「新設等」という。)で、その行為に係る部分の高さが十メートル以下のもの
- 二 前条第十一号及び第十二号に掲げる工作物のうち建築物に付設されるものの新設等で、その行為に係る部分の高さが十メートル以下で、かつ、当該部分の面積が、一面につき十平方メートル以内のもの
- 三 前条第十三号から第十五号までに掲げる工作物のうち建築物に付設されるものの新設等で、その行為に係る部分の高さが二メートル以下のもの
- 四 工作物の修繕等で、その行為に係る部分の面積が、一面につき従前の工作物の外観に係る面積の二分の一以内かつ五十平方メートル以内のもの
- 五 定型的な行為その他これに類する行為として法第十五条第一項に規定する景観協議会において協議がととのったもの

3 条例第八条第三号及び第四号の規則で定める行為は、修繕等でその行為に係る部分の面積が、一面につき従前の工作物の外観に係る面積の二分の一以内かつ五十平方メートル以内のものとする。

(平二一、六・全改、平二三、一二・改正、平二八、三・改正、平三〇、九・改正)

(行為の届出に添付する図書)

第五条 条例第十一条の規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

- 一 彩色が施された各面の立面図

二 対象物と周辺状況を示した完成予想図

三 外構図

四 前三号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(平二一、六・全改)

(行為の完了の届出)

第六条 条例第十二条の規定による届出は、景観計画区域に係る行為完了届出書を提出して行うものとする。

(平二一、六・全改)

(公表の方法)

第七条 条例第十三条第一項の規定による公表は、仙台市公報への登載その他の市長が適当と認める方法により行うものとする。

(平二一、六・全改)

(身分証明書)

第八条 法第十七条第八項に規定する身分を示す証明書は、別記様式第一号による。

(平二一、六・全改)

第三章 景観重要建造物等

(平二一、六・追加)

(景観重要建造物等の標識)

第九条 法第二十一条第二項又は第三十条第二項の規定により設置する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 景観重要建造物又は景観重要樹木である旨
- 二 景観重要建造物又は景観重要樹木の名称及び所在地
- 三 指定番号及び指定年月日

(平二一、六・追加)

(身分証明書)

第十条 法第二十三条第三項(法第三十二条第一項において準用する場合を含む。)に規定する身分を示す証明書は、別記様式第二号による。

(平二一、六・追加)

第四章 景観地区

(平二一、六・追加)

(適用の除外)

第十一条 条例第十五条の規則で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 祭礼、縁日その他の行事のために必要な仮設の建築物で、その延べ面積が三百平方メートル以内であるもの
- 二 増築、改築又は移転に係る建築物で、その行為に係る部分の床面積の合計が従前の建築物の延べ面積の十分の一以内かつ百平方メートル以内であるもの
- 三 修繕等に係る建築物で、その行為に係る部分の面積が、一面につき従前の建築物の外観に係る面積の二分の一以内かつ百平方メートル以内であるもの
(平二一、六・追加、平二三、一二・改正)

(認定申請書に添付する図書)

第十一条の二 条例第十五条の三の規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

- 一 彩色が施された各面の立面図
- 二 対象物と周辺状況を示した完成予想図
- 三 外構図
- 四 前三号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(平二三、一二・追加)

(行為の完了の届出)

第十二条 条例第十六条の規定による届出は、景観地区に係る行為完了届出書を提出して行うものとする。

(平二一、六・追加)

(身分証明書)

第十三条 法第六十四条第五項又は第七十一条第二項に規定する身分を示す証明書は、別記様式第三号による。

(平二一、六・追加)

第五章 杜の都景観重要建造物等

(平八、五・章名追加、平二一、六・旧第三章繰下・改称)

(条例第十七条第一項の規則で定めるもの)

第十四条 条例第十七条第一項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 古墳、城跡その他の遺跡
- 二 庭園
- 三 地質鉱物
- 四 前三号に掲げるもののほか、市長が杜の都景観重要建造物等と一体をなしてその価値

を形成していると認めるもの

(平八、五・追加、平二一、六・旧第七条繰下・改正)

(指定の通知)

第十五条 市長は、条例第十七条第一項の規定による指定をしたときは、その旨を当該指定に係る杜の都景観重要建造物等の所有者等（第十七条において「所有者等」という。）に書面により通知するものとする。

(平八、五・追加、平二一、六・旧第八条繰下・改正)

(指定の同意)

第十六条 条例第十七条第二項の同意は、書面によるものとする。

(平八、五・追加、平二一、六・旧第九条繰下・改正)

(指定の解除)

第十七条 市長は、条例第十七条第三項の規定による解除をしたときは、その旨を所有者等に書面により通知するものとする。

(平八、五・追加、平二一、六・旧第十条繰下・改正)

(現状変更等の届出)

第十八条 条例第十九条の規定による届出は、杜の都景観重要建造物等現状変更等届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、別に定める書類及び図面を添付するものとする。

(平八、五・追加、平二一、六・旧第十一条繰下・改正)

第六章 杜の都景観協定

(平八、五・章名追加、平二一、六・旧第四章繰下・改称)

(杜の都景観協定の締結)

第十九条 条例第二十一条第一項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 歴史的な景観の保全に関する事項
- 二 樹木の態様に関する事項

(平八、五・追加、平二一、六・旧第十二条繰下・改正)

(協定書の内容及び認定の申請)

第二十条 条例第二十一条第二項の協定書には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 協定の名称
- 二 協定の締結の目的
- 三 協定の内容

四 協定を締結した者（以下「締結者」という。）の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

五 締結者の代表者の氏名

六 協定の目的となっている区域（以下「協定区域」という。）

七 協定の有効期間

八 協定違反があった場合の措置

九 協定の変更又は廃止の手続

2 条例第二十一条第二項の規定により認定の申請をしようとする者は、杜の都景観協定認定申請書に次に掲げる書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

一 協定書

二 協定を締結した理由書

三 協定区域の付近見取図

四 協定区域を表示する図面

五 認定の申請をしようとする者が締結者の代表者であることを証する書類

六 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（平八、五・追加、平二一、六・旧第十三条繰下・改正）

（協定の認定の要件）

第二十一条 条例第二十一条第三項の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 協定区域内の土地、建築物等又は広告物の利用を不当に制限するものでないこと

二 条例第一条の目的に合致するものであること

三 協定の変更（前条第一項第四号に掲げる事項の変更を除く。第二十三条第二項第四号において同じ。）は、締結者の全員の合意によるものとされていること

四 協定の廃止は、締結者の過半数の合意によるものとされていること

（平八、五・追加、平二一、六・旧第十四条繰下・改正）

（認定の決定）

第二十二条 市長は、第二十条第二項の規定により認定の申請があったときは、速やかに認定の適否を決定し、これを締結者の代表者に書面により通知するものとする。

（平八、五・追加、平二一、六・旧第十五条繰下・改正）

（変更届）

第二十三条 条例第二十一条第五項の規定による杜の都景観協定の変更及び杜の都景観協定を締結した者の範囲の変更の届出は、杜の都景観協定変更届出書を提出して行うものと

する。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

- 一 変更後の協定書
- 二 協定を変更した理由書
- 三 協定区域を表示する図面（協定区域を変更した場合に限る。）
- 四 協定の変更が締結者の全員の合意によることを証する書類
- 五 届出をしようとする者が締結者の代表者であることを証する書類
- 六 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（平八、五・追加、平二一、六・旧第十六条繰下・改正）

（廃止届）

第二十四条 条例第二十一条第五項の規定による杜の都景観協定の廃止の届出は、杜の都景観協定廃止届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 協定を廃止した理由書
- 二 協定の廃止が締結者の過半数の合意によることを証する書類
- 三 届出をしようとする者が締結者の代表者であることを証する書類
- 四 前三号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（平八、五・追加、平二一、六・旧第十七条繰下・改正）

（取消通知）

第二十五条 市長は、条例第二十一条第六項の規定による杜の都景観協定の認定の取消し（杜の都景観協定の廃止の届出を理由とする場合を除く。）をしたときは、その旨を締結者の代表者に書面により通知するものとする。

（平八、五・追加、平二一、六・旧第十八条繰下・改正）

第七章 景観まちづくり協議会

（平八、五・章名追加、平二一、六・旧第五章繰下・改称）

（協議会の認定の要件）

第二十六条 条例第二十二条第一項第三号の規則で定める要件は、次に掲げる事項が同号の団体規約に定められていることとする。

- 一 協議会の名称
- 二 協議会を組織する目的
- 三 活動区域

- 四 活動の内容
- 五 事務所の所在地
- 六 構成員に関する事項
- 七 役員の定数、任期、職務の分担及び選挙又は選任に関する事項
- 八 会議に関する事項
- 九 経費及び会計に関する事項

(平八、五・追加、平二一、六・旧第十九条繰下・改正)

(認定の申請)

第二十七条 条例第二十二条第二項の規定により認定の申請をしようとする者は、景観まちづくり協議会認定申請書に次に掲げる書類及び図面を添えて市長に提出しなければならない。

- 一 協議会の団体規約
- 二 協議会の活動区域を表示する図面
- 三 協議会の構成員及び役員の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）を記した書類
- 四 認定の申請をしようとする者が協議会の代表者であることを証する書類
- 五 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(平八、五・追加、平二一、六・旧第二十条繰下・改正)

(認定の決定)

第二十八条 市長は、前条の規定により認定の申請があったときは、速やかに認定の適否を決定し、これを協議会の代表者に書面により通知するものとする。

(平八、五・追加、平二一、六・旧第二十一条繰下)

(認定の取消)

第二十九条 市長は、条例第二十二条第四項の規定により景観まちづくり協議会の認定を取り消したときは、その旨を協議会の代表者に書面により通知するものとする。

(平八、五・追加、平二一、六・旧第二十二条繰下・改正)

第八章 景観総合審議会

(平八、五・章名追加、平二一、四・改称、平二一、六・旧第六章繰下)

(審議会の会長及び副会長の職務)

第三十条 審議会の会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

2 審議会の副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 会長及び副会長とともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

(平八、五・旧第三条線下、平二一、六・旧第二十三条線下)

(審議会の会議)

第三十一条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(平八、五・旧第四条線下、平二一、六・旧第二十四条線下)

(専門委員)

第三十二条 条例第二十七条第八項の専門委員は、景観形成に関する専門知識を有する者、景観形成に関する活動を行う団体の構成員その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(平二一、四・追加、平二一、六・旧第二十五条線下・改正)

(審議会の専門部会)

第三十三条 条例第二十七条第八項の景観部会及び屋外広告物部会（以下「部会」という。）に属すべき委員及び専門委員は会長が指名する。

(平八、五・旧第五条線下、平一二、三・改正、平二一、四・旧第二十五条線下・改正、平二一、六・旧第二十六条線下・改正)

(部会長)

第三十四条 部会に部会長を置き、委員のうちから会長の指名する者がこれに当たる。

2 部会長は、部会の事務を統括する。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した委員がその職務を代理する。

(平八、五・旧第六条線下、平二一、四・旧第二十六条線下・改正、平二一、六・旧第二十七条線下)

(部会の会議)

第三十五条 部会長は、部会の会議を招集し、その議長となる。

2 部会は、委員及び専門委員（次項においてこれらを「部会員」という。）の過半数が出席

席しなければ会議を開くことができない。

- 3 部会の会議の議事は、出席した部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。
- 5 審議会は、その定めるところにより景観部会又は屋外広告物部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(平八、五・旧第七条繰下、平二一、四・旧第二十七条繰下・改正、平二一、六・旧第二十八条繰下)

(審議会の庶務)

第三十六条 審議会の庶務は、都市整備局計画部都市景観課において行う。

(平八、三・改正・平八、五・旧第八条繰下、平九、三・平一〇、三・平一三、三・平一八、三・改正、平二一、四・旧第二十八条繰下、平二一、六・旧第二十九条繰下)

(審議会の運営事項)

第三十七条 第三十条から前条までに規定するもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平八、五・旧第九条繰下・改正、平二一、四・旧第二十九条繰下、平二一、六・旧第三十条繰下・改正)

第九章 雑則

(平八、五・章名追加、平二一、六・旧第七章繰下)

(実施細目)

第三十八条 この規則の実施細目は、都市整備局長が定める。

(平八、五・旧第十条繰下、平二一、四・旧第三十条繰下、平二一、六・旧第三十一条繰下)

附 則

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則 (平八、三・改正)

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 (平八、五・改正)

この規則は、平成八年六月一日から施行する。

附 則（平九、三・改正）

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平一〇、三・改正）

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

ただし、第一条中新たに一章を加える改正規定のうち第六条の三及び第六条の四に係る部分は、平成十年七月一日から施行する。

附 則（平一二、三・改正）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平一三、三・改正）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平一四、七・改正）

この規則は、平成十四年八月一日から施行する。

附 則（平一八、三・改正）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平二一、四・改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平二一、六・改正）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十一年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に杜の都の風土を育む景観条例の一部を改正する条例（平成二十一年仙台市条例第十六号）第二条の規定による改正前の杜の都の風土を育む景観条例（以下「改正前の条例」という。）第十二条第一項の規定により指定されている景観形成地区については、改正前の第三条及び第二章の規定は、当分の間、なおその効力を有する。

3 この規則の施行の際現に改正前の条例第三十条第一項の規定により認定されている景観形成協議会については、改正前の第五章の規定は、当分の間、なおその効力を有する。

附 則（平二三、一二・改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平二八、三・改正）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第四条第一項第四号の規定は、この規則の施行の日以後に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第五項の規定による許可を受けた建築物の建築について適用する。

附 則（平三〇、九・改正）

この規則は、平成三十年九月二十五日から施行する。

別記様式第1号(第8条関係)

(表)

第	号	身分証明書		
所	属			
職	名			
氏	名			
生	年	月	日	
月	日	年	月	日
日				
この者は、景観法第17条第6項又は第7項に規定する業務に従事する者であることを証明する。				
年 月 日				
仙台市長 印				

9センチメートル

5.5センチメートル

(裏)

景観法(抜粋)	
(変更命令等)	
第17条 1~5(略)	
6	前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下この条において「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。
7	景観行政団体の長は、第1項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。
8	第6項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。
9	(略)

9センチメートル

5.5センチメートル

別記様式第2号(第10条関係)

(表)

第	号	身分証明書	
所	属		
職	名		
氏	名		
生	年月日		
この者は、景観法第23条第2項(法第32条第1項において準用する場合を含む。)に規定する業務に従事する者であることを証明する。			
年 月 日			
仙台市長		印	

9センチメートル

5.5センチメートル

(裏)

景観法(抜粋)	
(原状回復命令等)	
第23条 (略)	
2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下この条において「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。	
3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。	
(原状回復命令等についての準用)	
第32条 第23条の規定は、前条第1項の規定に違反した者又は同条第2項において準用する第22条第3項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合について準用する。この場合において、第23条第1項中「景観重要建造物」とあるのは、「景観重要樹木」と読み替えるものとする。	
2 (略)	

9センチメートル

5.5センチメートル

別記様式第3号(第13条関係)

(表)

第	号	身分証明書		
所	属			
職	名			
氏	名			
生	年月日			
この者は、景観法第64条第4項又は第71条第1項に規定する業務に従事する者であることを証明する。				
		年	月	日
		仙台市長		印

9センチメートル

5.5センチメートル

(裏)

景観法(抜粋)	
(違反建築物に対する措置)	
第64条 1~3 (略)	
4	第1項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
5	前項の措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。
(報告及び立入検査)	
第71条 市町村長は、この款の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築物の所有者、管理者若しくは占有者、建築等工事主、設計者、工事監理者若しくは工事施工者に対し、建築物の建築等に関する工事の計画若しくは施工の状況に関し報告させ、又はその職員に、建築物の敷地若しくは工事現場に立ち入り、建築物、建築材料その他建築物に関する工事に関係がある物件を検査させることができる。	
2	前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
3	(略)

9センチメートル

5.5センチメートル

別記様式第 1 号 (第 8 条関係)

(平21, 6・追加)

別記様式第 2 号 (第10条関係)

(平21, 6・追加)

別記様式第 3 号 (第13条関係)

(平21, 6・追加)